

会議録

会議の名称	令和6年第2回加東市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和7年2月12日(水) 午前10時00分から午前11時05分まで
開催場所	加東市役所5階501会議室
議長の氏名 (会長 平川 真也) 出席及び欠席委員の氏名 【出席委員】 8人 島谷博委員 石田貴之委員 篠田泰輔委員 平川真也委員 鷹尾有紀委員 井上裕子委員 田之上明光代理 宇仁光浩委員 【欠席委員】 0人	
説明のため出席した者の職氏名 無し	
【出席した事務局職員の氏名及びその職名】 加東市教育委員会 教育長 藤原路寛 こども未来部 学校教育課 副課長 森本恭央	
【議題、会議結果、会議の経過及び資料名】 <議題及び会議の結果> ○ 議事 (1) 令和6年度いじめの状況について <u>異議なし</u> (2) 加東市立学校のいじめ防止に関する取組について <u>異議なし</u> (3) 関係機関との連携について <u>異議なし</u> (4) いじめ重大事態について <u>非公開</u> 2. <会議の経過> ・開会挨拶 (藤原教育長) ・議事 ・閉会	

[1 開会]

事務局 定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第2回加東市いじめ問題対策連絡協議会を開催します。

開会にあたり、加東市教育委員会教育長藤原路寛がご挨拶申し上げます。

教育長 【あいさつ】

事務局 いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第2項で、「会長は会議の議長となる」ことになっていますので、ここで会長と進行を交代します。

会 長 それでは、僭越ながら、議長を務めます。
では、議事にうつります。

事務局 議事（4）いじめ重大事態の取扱いについて、審議願います。加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第5項第1号で、「個人の秘密を保つため必要があると認めるとき」会議の全部または一部を非公開とすることができるとあります。本議事は先ほど申し上げた第1号に該当する案件として、非公開とすることに委員のみなさまの承認を求めます。

会 長 ただいま、事務局より、議事（4）について、加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第5項第1号「個人の秘密を保つため必要があると認めるとき」に該当するため、本議事について非公開とするよう申し出がありました。

この申し出について、各委員からご質問、ご意見は、ございませんか。

【意見なし】

ないようですので、挙手による承認にうつります。

【挙手確認】

賛成が出席委員の過半数を越えましたので、議事（4）については非公開とし、会議録から削除し、傍聴の方には退席を求めます。

[2 議事]

（1）令和6年度いじめの状況について事務局から説明願います。

事務局 【資料2～5ページに基づいて説明】

会 長 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。
【質問、意見なし】

（2）加東市立学校のいじめ防止に関する取組について、事務局から説明願います。

事務局 【資料6～9ページに基づいて説明】

会 長 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見がありますか。

【質問、意見なし】

(3) 関係機関との連携について、各関係機関から具体的な連携方法や事例等をお話してください。

- | | |
|-----|--|
| 委 員 | <ul style="list-style-type: none">・ 教員と生徒の両方から、いじめ未然防止の取組を推進・ SNS、ネット上のトラブルを防ぐため、生徒会が SNS 利用ルールを動画作成し、校内で視聴するとともに、小学校にも動画送付し、小学校高学年へ啓発・ 会話の言葉で嫌な思いを感じるが多いため、早期発見、早期防止に注力・ 月に 1 回「困ったことカード」を記入すると、これまでの担任、副担任に加えて相談しやすい先生を加えた相談体制の拡充・ いじめに関わる事案は学年・学校内で共有・ いじめを含めた問題行動報告は、毎月、市教育委員会へ報告 |
| 委 員 | <ul style="list-style-type: none">・ いわゆる児童相談所として、虐待や家庭的問題等に対応・ ネグレクトにあたる保護者が朝食を作らない、洗濯をしない等の理由から学校に行きたくないという子どもと、学校へ行かせようとする保護者の思いの齟齬等の家庭内の相談等が増加傾向・ 県内では、SNS に起因するトラブルが増加しており、警察と連携して対応・ いじめ防止と虐待防止はリンクしているため、継続対応が必要 |
| 委 員 | <ul style="list-style-type: none">・ 子供の人権 SOS ミニレターで悩み事相談は北播磨で 10 件対応・ 人権 110 番というフリーダイヤルの相談窓口の対応業務では保護者から連絡があれば、聞き取り調整も実施・ 人権作文コンテストでは日常生活を題材に作文募集し、加東市から 856 件の作文が寄せられ、今後も継続依頼 |
| 委 員 | <ul style="list-style-type: none">・ いじめ対応は一次対応を学校が行うという認識であり、事件性が認められれば、捜査等に着手・ 情報把握については学校と日常的に連携ができており、継続した連携が重要・ ヤングトークという相談電話窓口を設置しており、必要な情報は本庁と当署で緊密に連携・ 少年に関わる事件が発生した場合は、事後に被害児童生徒にもカウンセリング等を実施するなど必要な事後対応を実施 |
| 委 員 | <ul style="list-style-type: none">・ 要保護児童対策地域協議会を年 4 回開催し、事案に応じて個別ケース会議を実施・ いじめについては、要保護児童対策地域協議会とは別枠だが、学校から当課職員へ聞き取り要請等があれば対応・ 市町村の子ども家庭センターにあたる「子育てスマイルセンター」を設置して、サポートプランを 7 件作成・ 支援者の悩みを共有し、今後の計画立案及び支援体制を構築・ 子ども本人が作成したプランが 2 件あり、子ども本人の思いを大切にした支援を実施 |
| 委 員 | <ul style="list-style-type: none">・ 加東市ネット見守り隊を組織し、各学校で情報モラル研修を実施し、ネットいじめ対策に寄与・ 情報モラル研修は子どもだけでなく保護者も対象にして、正しいネット利用を啓発・ 学警連絡会を年 2 回開催し、学校と警察、スクールソーシャルワーカー、市教育委員会と必要な情報を共有・ 各地区の青少年補導委員会で生徒指導に関する状況を報告し、地域との連携 |

を継続

委員

- ・いじめ相談もあるが、不登校に関する相談や対応が増加
- ・教員の多忙化を感じており、我々のような関係機関の積極的活用を促す
- ・令和7年4月に社学園小学校・中学校の開校に備え、児童生徒の必要な情報を共有して年度初めからの対応に関係学校で準備
- ・学校組織の一員として、福祉総務課と連携して児童生徒と家庭の支援を継続

委員

- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといつでも相談できるよう、配置できることが重要ではないか。

委員

- ・学校内に児童生徒に関わる問題を早期に把握し、カウンセラーとスクールソーシャルワーカーのどちらとつなぐか等を検討するコーディネーターを担う教員を配置することで、早期対応が可能と考える。派遣回数増加の検討も含めて検討いただきたい。

(4) いじめ重大事態については、議事の前に承認した通り、非公開とさせていただきます、議事録から削除します。

<非公開>

これをもちまして議事を終了します。

事務局 **【事務連絡】**
以上で、令和6年度第2回加東市いじめ問題対策連絡協議会を閉会します。

令和7年3月28日

議 長

署名人

署名人